

議案参考資料

[令和6年第1回定例会(3月)]

[担当課(室)係]

健康長寿課 介護管理給付係

議案名

議案第 21 号 桐生市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

趣旨・目的

厚生労働省令の一部改正に伴い、指定居宅介護支援等の事業の運営基準等について、所要の改正を行おうとするものです。

概要

1 公正中立性の確保のための取組の見直し

居宅サービス計画における、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与等の各サービスの利用割合及び同一事業者によって提供されたものの割合等に関する利用者への説明を努力義務とするものです。

2 指定居宅サービス事業者等との連携によるモニタリング

人材の有効活用及びサービス事業者等との連携促進によるケアマネジメントの質の向上の観点から、本人や主治医の同意を得ていれば、少なくとも2月に1回は利用者の居宅を訪問し面接するもの(訪問しない月はテレビ電話装置等を活用したモニタリングも可)とするものです。

3 ケアマネジャー1人当たりの取扱件数

指定居宅介護支援事業所ごとに常勤のケアマネジャーの一人当たりが担当する件数について、これまで35人であったものを44人以下(場合により49人以下)とするものです。

4 「書面掲示」規制の見直し

5 管理者の兼務範囲の明確化

6 身体的拘束等の適正化の推進

(施行期日：令和6年4月1日)

背景・経過

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律整備等に関する法律の中で、介護保険法の一部改正が行われ、都道府県に指定及び指導監督権限があった居宅介護支援事業所について、平成30年4月1日から当該権限が市町村に移譲されることとなり、当条例を定めました。

今般、令和6年度の介護報酬に係る改定が行われることに併せ、省令が一部改正されるため、市の指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正を行うものです。